

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分	
		前年からの 繰 越 未 決	本 年 の 起 訴	計	有 罪	無 罪	公 訴 権 消 滅	未 決	有罪に係る人員及び金額				
									懲 役 刑 を 科 せ ら れ た の 人	罰 金			
										人 員	金 額		
申 告 所 得 税	外	件	件	件	件	件	件	件	人	内	人 (社)	千円	申 告 所 得 税
		-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	
法 人 税	外									内			法 人 税
		2	2	4	1	-	-	3	1		1	16,000	
そ の 他	外									内			そ の 他
		1	-	1	-	-	-	1	-		-	-	
合 計	外									内			合 計
		3	2	5	1	-	-	4	1		1	16,000	

調査期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数	
第 238 条	外	件 -	第 159 条	外	件 1	脱税犯規定	外	件 -
第 243 条 〔平成 22 年度の 改正前の 244 条を含む。〕	外	件 -	第 163 条 〔平成 22 年度の 改正前の 164 条を含む。〕	外	件 1 -	両罰規定	外	件 -
合 計	外	件 -	合 計	外	件 1 1	合 計	外	件 -

- (注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。
 2 外書は、脱税犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分			酒 税						揮 発 油 税 及 び 地 方 揮 発 油 税				石 油 ガ ス 税			区 分				
			免 許 者			非免許者	小計	犯 則 者 が 判 明 し な い も の	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方 揮 発 油 税 分	ほ脱犯	秩序犯			計		
			酒 製 造 者 類	等 販 売 業 者 類																
要件 処 理 数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済		外	件	件	件	件	件	件	件	件		件	件	件	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済		要件 処 理 数		
				-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-				
	検 挙		外															検 挙		
処 理 済 件 数	通 告 処 分		外															通 告 処 分	処 理 済 件 数	
	告 発	収 税 官 吏	外															収 税 官 吏		告 発
		そ の 他	外															そ の 他		
	通 知 処 分		外															通 知 処 分		
	不 告 発		外															不 告 発		
	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅		外															処 分 前 減 公 訴 権 消 滅		
				-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-			
本 年 度 末 処 理 未 済 件 数			外														本 年 度 末 処 理 未 済 件 数			
犯 則 に 係 る 額 税			外	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額 税			
通 告 処 分 額 罰 科 金 相 当 額			外														通 告 処 分 額 罰 科 金 相 当 額			

調査対象等：平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。
(注) 1 件数は1事件、1 通告又は1 通知ごとに1 件として掲げた。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分			石 油 石 炭 税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	合計	区 分			
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ 特別税分								
要件 処 理 数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済		外	件	件	件	件	件		件	件	件	件	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済		要件 処 理 数	
	検 挙		外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	検 挙		
処 理 済 件 数	通 告 処 分		外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	通 告 処 分		処 理 済 件 数
	告 発	収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	収 税 官 吏	告 発	
		そ の 他	外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	そ の 他		
	通 知 処 分		外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	通 知 処 分		
	不 告 発		外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	不 告 発		
	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅		外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅		
本 年 度 未 済 件 数			外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額			外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額			
通 告 処 分 額 罰 科 金 相 当 額			外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 額 罰 科 金 相 当 額			

調査対象等：平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1 通告又は1 通知ごとに1 件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分			酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分	
			免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計			
			酒類等製造者	酒類販売業者																	
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越履行未済	要履行件数	
	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分		
	計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計		
履行等件数	通に告よる履行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通に告よる履行発	履行等件数	
	通 公 訴 告 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 公 訴 告 権 消 滅		
	通 告 履 行	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 履 行		
	計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計		
本年度未済件数		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数		
通告履行罰科金額		外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通告履行罰科金額	
通 相		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 相		

調査期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日
(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。
2 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区 分	免 許 者																非免許者			計			左 の 計 の う ち 密 輸 入 酒 類 に 係 る も の				
	酒類製造者				酒母、もろみ製造者				酒類卸売業者				酒類小売業者														
	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量	
第 54 条	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	千円
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
犯 則 者 が 判 明 し な い も の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日

- (注) 1 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
3 (外) 書は、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第27条第1項第1号	件 -	第23条第1項第1号	件 -	第27条第1項第1号	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第27条第3項	-	第15条第3項	-	第27条第3項	-	第23条第3項	-	第27条第3項	-
第28条第1号	-			第28条第1号	-	第24条第1号	-	第28条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第5号	-			〃 第5号	-	〃 第5号	-	〃 第5号	-
〃 第6号	-			〃 第6号	-	第25条第1項	-	第29条第1項	-
第29条第1項	-			第29条第1項	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

た ば こ 特 別 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第21条第1項第1号	件 -	第19条第1項第1号	件 -	第12条第1項	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第3項	-
第21条第3項	-	第22条第1号	-	第19条第3項	-	第13条第1号	-
第22条第1号	-	〃 第2号	-	第20条第1号	-	〃 第2号	-
〃 第2号	-	〃 第3号	-	〃 第2号	-	第14条第1項	-
第23条第1項	-	〃 第4号	-	第21条第1項	-		
		第23条第1号	-				
		〃 第2号	-				
		〃 第3号	-				
		第24条	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

調査期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日

- (注) 1 この表は、「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
- 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
- 3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。